

太宰府市立小・中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

太宰府市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、太宰府市立小・中学校に勤務する教職員の業務量を適切に把握・管理するとともに、心身の健康確保を図ることを目的とする。教職員が過度な負担を抱えることなく、教育活動に専念できる勤務環境を整備することは、持続可能な学校運営、および教育の質の向上に不可欠である。本計画に基づき、業務の適正化や働き方の見直しを進め、教職員一人一人が安心して意欲的に働くことができる職場環境の実現を目指す。

(2) 本市の現状

本市では、平成30年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する規則として、「太宰府市学校管理運営規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

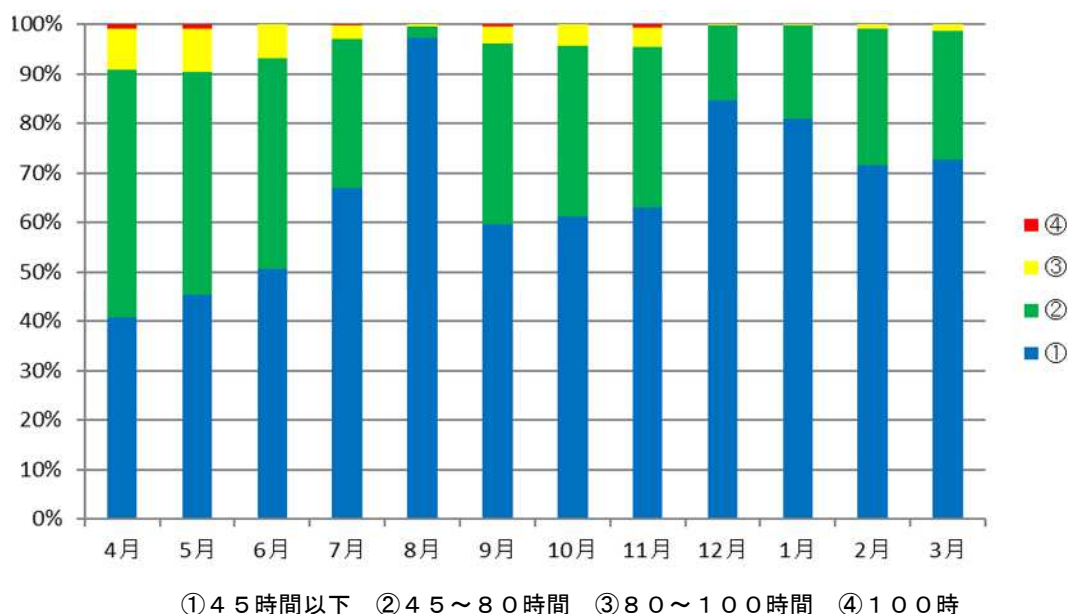
【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

(1) 年間時間数の割合



- 文部科学省が示している1年間の超過勤務時間の目安（360時間）を超えている職員が7割弱である。「児童生徒などに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合」として認められている720時間をさらに上回る職員が、1割強見られる。

(2) 月別内訳



- 特に、4月～6月は、超過勤務が45時間を上回っている教職員が全体の半数である。その中でも4、5月は80時間以上教職員が1割見られる
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

教職員が子どもと向き合う時間や授業準備に十分に取り組める職場環境づくりを進め、業務改善の成果を検証・報告する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 月45時間以内、年360時間以内を原則とし、計画期間内にその達成を目指す。
- 月80時間を超える時間外在校等時間の教職員割合を、0%とする。
- 月45時間を超える時間外在校等時間の教職員割合を、令和6年度実績(33.8%)と比較して10%以上削減する。
- 各学校において勤務時間状況を毎月把握・分析し、業務の偏在が確認された場合には、管理職主導で業務分担の見直しなどの改善を行う。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする。
- ストレスチェックにより
 - ・「仕事と生活の満足度が高い」のスコア偏差値56以上
 - ・「働きがいがある」のスコア偏差値58以上

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

教職員の長時間勤務の要因となっている業務の在り方を見直すため、国が示す「業務の3分類」を踏まえ、学校外が担うべき業務について整理・削減を進める。

その際、「太宰府市教職員の働き方改革取組指針」に基づき、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりを推進する。

イ 基本的に学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・登下校時の見守り、校外での安全指導等について、地域・保護者・関係機関と連携し、学校外での体制整備を進める。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、地域等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校運営協議会、生徒指導委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・各種調査・照会業務や文書作成のうち、教育活動と直接関係の薄い事務的業務については、教育委員会において整理・簡素化を行う。
- 部活動の負担軽減

・部活動については、生徒の健全な成長や学びの機会を保障する観点から、学校のみで抱え込むのではなく、地域全体で生徒の部活動を支えていく体制づくりを進める。

○ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・タブレット端末や校務支援システムなどの不具合対応、設定作業について、ICT 支援員等による対応を基本とする。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備等の支援

・教材作成や、資料整理などについての支援の充実を図る。あわせて、ICT 支援員の活用により、ICT 機器の操作支援やデジタル教材活用に係る準備の負担軽減を進める。

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・支援が必要な児童生徒や家庭への対応については、教職員が抱え込むことがないように、SSW や SC と連携・協働した支援体制を構築する。専門的知見を活かした役割分担により、教職員の負担軽減を図りつつ、継続的で適切な支援の充実を進める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図り、職務環境の改善を目指す。

① 年間授業時数や日課表の見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（例：小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制や職員負担とのバランスを考慮し見直しを行う。

当初計画された活動の形骸化や必要性が薄れている活動の再検討を推進し、清掃時間・頻度、放課後の活動時間については勤務時間内で十分実施可能となるよう日課表を工夫する。

② デジタル技術の活用に基づく業務効率化

GIGA スクール構想の下、校務におけるデジタル技術活用を積極的に推進する。例えば、授業準備・教材作成における AI ツール活用や、自動成績処理・採点等のシステムの導入を進めることで教職員の事務負担を軽減する。「校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検を実施し、達成状況を令和 10 年度までに 80%以上とする目標を設定する。

チェックリスト達成状況の進捗確認を定期的に行い、達成度が低い場合は改善措置を支援員や教育委員会が主導して計画的に進める。

③ 勤務時間外業務負担の防止

勤務時間外での電話対応を軽減するため、全校に留守番電話機能や電話録音機能を導入している。電話対応が必要な時間帯を制限し、地域や保護者に対し、必要に応じてデジタルでの連絡手段（メールや学校専用アプリ等）の利用を積極的に働きかけることで、教職員の業務負担を削減する。緊急対応が求められる場合についても、事前に明確なルールを周知させる。

④ 業務偏在の解消と役割分担の徹底

各学校において月次の業務状況を把握し、業務負担が特定の教職員に偏っている場合、管理職主導で分担の見直しを検討する。専門性が求められる業務（例：ICT 機器関連業務や支援が必要な家庭の対応）については、ICT 支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員との協働体制を構築し、教職員が抱え込まない環境を整える。業務分担状況を教職員間で共有し、職員間での助け合い風土の醸成を推進する。

⑤ 学校の改善状況の振り返り・評価

各学校が取り組む業務適正化に関する措置の成果を定期的に検証し、職員の意見や現場の声を基に柔軟に見直しを行う。

業務改善状況を教育委員会に報告し、年度別の施策の進捗状況を市全体で共有する。特に、成功事例を広く展開することで、市内学校全体の質的向上を目指す。

⑥ 働き方に関する意識改革の促進

確保された時間外勤務削減や業務適正化の効果に基づき、教職員が自主的に有給休暇を取得しやすい職場環境を構築する。「仕事と私生活のバランス」や「教育活動のやりがい」の状況について、ストレスチェックを実施し、改善が必要な分野に対しては組織的な対応を行う。

健康管理措置として、メンタルヘルスの支援体制を教育委員会および各学校が連携して充実させる。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。特に、太宰府市における働き方改革の理念を踏まえ、健康的な職場環境と持続可能な教育活動を実現するための独自施策を進める。

① 勤務時間管理における健康確保策の充実

1か月時間外在校等時間が長く、ストレスチェックにおいて注意が必要と判定された教育職員に対しては、医師による面接指導を実施する。特に、面接後の指導内容については、学校内において管理職を中心にスクールカウンセラーが連携しながら継続的に見守りを行い、過重負担を解消するための支援体制を構築する。

勤務間インターバルを11時間以上確保することを目指し、時間管理システムを活用した勤務状況のモニタリングを各学校で推進する。管理職による定期的な状況確認と報告体制を整備し、必要に応じて勤務時間の調整を柔軟に行う。

② 職場におけるメンタルヘルス支援の強化

ストレスチェックを全市で100%実施を目指し、集団分析結果を活用した職場改善の取り組みを推進する。

心身の健康問題についての相談窓口を設け、教職員が安心して相談できる環境を構築する。特に、メンタルヘルスに関する専門的な助言や支援を受けられる環境を充実させ、早期対応を図る。

③ 休暇取得の促進と全市的な働き方改革の推進

年次有給休暇について、各学校で連続取得可能な期間を計画的に設定し、教職員が5日以上のもつた休暇を取得できる仕組みを検討する。夏季休業期間中には、人員配置を調整し、計画的にその取得を促進する。

令和8年度中に、太宰府市内の全学校で定時退校日を月2回以上設定することを目指し、長期休業中には3日間の学校閉庁日を必ず設けるようにする。

これにより、教職員の休日を確保するとともに、地域や保護者に対する働き方改革の啓発を行う。

④ 柔軟な勤務制度の導入

職員個別のニーズを踏まえた負担軽減を図る。テレワークについては、オンラインでの校務処理や教職員間のコミュニケーションを可能にする環境を整備し、事務作業の効率化を図る。

⑤ 健康管理のための自己啓発と支援策の拡充

定期健康診断の結果を活用し、教職員個人の健康課題に対応した指導を積極的に実施し、職員の健康意識を高める。

⑥ 教育委員会と学校現場の連携強化

健康と福祉に関する現場の実態や課題を定期的に教育委員会が把握し、市全体の共通課題として分析する。また、その結果を各学校に共有し、改善案を具体的に提案する。

市内の成功事例を教育委員会主導で広く展開し、学校間での良好な取り組みを共通化することで、教職員の健康確保と福祉を市全体で支える。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 教職員の働き方と健康の状況共有の強化

市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、年度ごとの分析結果を教育委員会において定期的に報告を行う。特に市内の課題を可視化し、学校間で良好な取り組み事例を共有する場を設定する。

出退勤管理システムを活用し、時間外在校等時間の状況をリアルタイムで把握することで異常傾向の早期発見を図る。月ごとの見直しと改善のサイクルを確立し、健康確保のスピード感ある対応を実現する。

(2) 学校支援体制の構築

児童生徒支援に関わるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の医療・福祉の専門人材について、関係部局や地域の専門機関と連携し、学校ごとのニーズに応じた配置を推進する。また、定期的な専門家の研修や相談窓口の設置を通じて、教職員が安心して支援を受けられる体制を整備する。

地域全体で学校を支える仕組みを深化させる。特に、太宰府市内の歴史的・文化的資源を活用したボランティア活動を通じて、教育活動と地域貢献を両立させる。

(3) 働き方改革の進捗のモニタリングと改善支援

教育委員会は各学校の働き方改革の状況を定期的に確認し、特に以下の項目について実施状況をモニタリングする。

- ・時間外在校等時間の達成状況
- ・ストレスチェックの実施状況と結果分析
- ・定時退校日の設定および実施状況
- ・年次休暇の取得促進の状況

課題がある場合は、該当校への聞き取りを行い、必要に応じて追加支援を行う。特に、教職員への負担が著しく増大している学校については、業務の効率化に向けた指導を実施する。

(4) 労働環境に対する地域との連携強化

保護者や地域に対して、太宰府市の教育職員の働き方改革に関する理解促進を図り、自治会や保護者との協力体制を構築する。

(5) フォローアップ体制の確立と評価制度の導入

働き方改革の進捗を各学校で定期的に記録し、年度末に教育委員会が効果測定を行い、評価結果を公開する。特に、長時間労働の解消やストレス軽減に関するデータを活用して、改善点を明らかにし、次年度の計画に反映させる。

学校が独自に行った優れた取り組みについては、教育委員会がその内容を認知する制度を導入します。これにより、働き方改革の意欲を向上させ、市内全体で改善活動の促進を図る。

これらのフォローアップ施策により、太宰府市の教育現場が持続可能で健康的な労働環境となることを目指す。また、地域社会と連携することで広範な支援を実現し、教育職員の満足度向上にも寄与する取り組みを推進する。